

保護者様

令和 5 年 4 月

横浜市教育委員会

## 「令和 5 年度全国学力・学習状況調査」について

文部科学省は、小学校第 6 学年児童と中学校第 3 学年生徒を対象に、毎年「全国学力・学習状況調査」を行っています。同省では「令和 5 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」により、結果の取扱いを次のようにすることとしています。

保護者の皆様におかれましては、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

### 「令和 5 年度全国学力・学習状況調査」の目的

- ・義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、改善を図る。
- ・学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善などに役立てる。
- ・教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

### 「令和 5 年度全国学力・学習状況調査」の結果の取扱い

①調査結果について	文部科学省は大学や研究者等に個人情報特定されない形で貸与する。
②調査結果の小中学校連携について	小学校の調査結果を、必要に応じて進学先の中学校に提供する。 中学校では、必要に応じて活用・保管する。
③転校時の調査結果について	転校時は調査結果を、必要に応じて転校先へ送付する。

[文部科学省「令和 5 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」より]

各教育委員会、学校等及び文部科学省において、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、以下のような調査結果を活用した取組を進めることができる。

- 文部科学省は、集計結果データを大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。
- 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

横浜市教育委員会  
教育課程推進室  
電話 671-3732